

## 令和7年度横浜市自動車事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度横浜市自動車事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

	車両数	年間走行キロ	年間輸送人員	1日平均輸送人員
(1) 一般乗合	775両	24,445,000 km	113,358,000 人	310,600 人
(2) 貸切	25両	596,000 km	1,818,000 人	5,000 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

<b>第1款 自動車事業収益</b>	<b>21,031,030 千円</b>
第1項 営業収益	19,891,324 千円
第2項 営業外収益	1,139,706 千円

## 支 出

<b>第1款 自動車事業費</b>	<b>24,343,249 千円</b>
第1項 営業費用	23,646,953 千円
第2項 営業外費用	676,296 千円
第3項 予備費	20,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 642,043 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。



(4) 利 率 年 7.0%以内

ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

(5) 償還の方法 ア 起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。  
イ 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 15,099,626 千円

(他会計からの補助金)

第10条 事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、677,702 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、210,000 千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
(1) 取得する資産	車 両	バ ス 車 両	12両

令和7年2月7日提出

横 浜 市 長      山 中      竹 春